

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 海外 M&A に伴う海外子会社等再編円滑措置

平成 29 年度の税制改正では、外国子会社合算税制が、「外国子会社の経済実態に即して課税すべき」との BEPS プロジェクトの基本的な考え方にに基づき改正されましたが、平成 30 年度改正では、本制度の一部が見直されました。今回は、その一つである海外 M&A に伴う海外子会社等再編円滑化措置について説明します。

一定の株式譲渡益の適用対象金額からの控除

日本企業が外国企業を M&A により買収した後に、経営統合の一環として傘下のペーパーカンパニーを整理することがあります。このときペーパーカンパニーの下に、経済実態のある企業がぶら下がっている場合には、ペーパーカンパニーに、実態のある企業の株式譲渡益が計上され、その譲渡益が合算対象とされます。このような譲渡益は、旧株主である外国企業による M&A 以前の経済活動によって生じた利益を原資としていますので、日本の課税ベースに取り込むことは不合理ではないかとの指摘がありました。

このような指摘を受け、円滑な事業再編を推進するため、ペーパーカンパニーで生ずる下記の要件を満たす株式の譲渡（特定譲渡）益については、会社単位の合算課税の対象金額から減算されることとなりました（新措令 39 の 15①五、②十八）。当該措置は、外国関係会社の平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

項 目	要 件 等
譲 渡 者	外国関係会社（一定の内国法人が直接保有する外国関係会社を除く）
対 象 株 式 等	部分対象外国関係会社（経済活動基準をすべて満たす外国関係会社）の株式等で譲渡者が M&A 時点で保有するもの（特定部分対象外国関係会社等）
譲 渡 先	当該譲渡者に係る内国法人または他の部分対象外国関係会社に限定
譲 渡 期 間	外国関係会社が合算税制の対象となった日から（特定関係発生日）から 2 年以内の譲渡であること ※その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により 2 年以内の譲渡が困難であると認められる場合には 5 年以内
譲渡者の解散	譲渡の日から 2 年以内に譲渡者である外国関係会社の解散が見込まれること
M & A 計 画	外国関係会社に該当することとなった外国法人の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書に基づく譲渡であること
対象外の株式の譲渡	特定部分対象外国関係会社株式等を発行した外国法人の合併、解散による残余財産の分配その他の事由（法人税法 24①）に伴う譲渡でないこと

お見逃しなく！

譲渡期間の経過措置により、過去に買収した外国企業グループの中に、ペーパーカンパニーがあった場合には、3 月決算法人の平成 31・32 年度の株式の譲渡については、特定関係発生日から 5 年以内の譲渡であれば特例措置が認められます（改正措令附則 29①）。